

国立社会保障・人口問題研究所における適正な研究活動の
保持及び不正行為への対応に関する規程

平成29年7月5日
(所長伺い定め)

(目的)

第1条 この規程は、国立社会保障・人口問題研究所（以下「当所」という。）に所属する職員及び非常勤職員（以下単に「職員」という。）の適正な研究活動を保持するとともに、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）及び「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成27年1月16日付け科発0116第1号大臣官房厚生科学課長決定）（以下単に「ガイドライン」という。）に規定する研究活動における不正行為の対応に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文等発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。

- 2 この規程において「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
- 3 この規程において「改ざん」とは、研究資料、研究機器又は研究過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
- 4 この規程において「盗用」とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文、報告書、用語等を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。

(適切な研究体制の確保と研究活動適正責任者の配置)

第3条 当所に研究活動適正責任者を置き、副所長をもってあてる。

- 2 研究活動適正責任者は、適切な研究活動を保持し、不正行為への対応を行う。
(不正行為の事前防止のための取組)

第4条 研究活動適正責任者は、職員に対し、研究者に求められる倫理規範を習得させるための教育を確実に実施することにより、その研究者倫理を向上させるものとする。

- 2 研究活動適正責任者は、職員に対し、一定期間ごとに研究倫理教育に関するプログラムを履修させるものとする。

(研究データの保存と開示)

第5条 職員は、論文等に使用した研究データについて、少なくとも当該研究の終了後5年を経過するまでの間、これを適切に保存するものとする。ただし、法令又は規程等で別に保存期間の定めのある場合は、それに従うものとする。

- 2 職員は、研究不正行為の疑義が生じ、第8条に規定する予備調査又は第12条に規定する本調査が行われる場合には、調査委員会等の求めに応じ研究データを開示しなければならない。

(不正行為に関する告発、相談、受理等)

第6条 当所で行われる研究活動において不正行為の疑いがあるとの告発又は相談は、総務課長補佐が受け付けるものとする。

- 2 総務課長補佐は、前項に規定する受付に関する窓口の名称、場所、連絡先、受付の方法を定め、当所の内外に周知するものとする。

- 3 第1項の告発又は相談は、書面、電話、FAX、電子メール、面談等により行うことができる。
- 4 総務課長補佐は、第1項の告発又は相談を受けたときは、その内容等について速やかに研究活動適正責任者に報告するものとする。
- 5 告発は、原則として顕名によることとし、不正行為の内容が明示され、かつ不正とする合理的な理由が示されている事案についてのみ受理するものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、特段の事情があるときは、告発は、匿名によることができる。この場合においては、同項の規程を準用する。
- 7 第4項及び第5項の規定は、職員に係る研究成果について、報道、学会等において不正行為の疑いが指摘された場合及び職員について、不正行為の疑いがインターネット上に掲載されていることを当所が確認した場合に準用する。
- 8 総務課長補佐は、告発の意思を明示しない相談があった場合は、顕名の告発に準じ、その内容を確認し、当該相談者に告発の意思があるか否かを確認するものとする。この場合において、告発の意思がないときは、研究活動適正責任者は、当該事案に係る調査を開始することができる。
- 9 研究活動適正責任者は、不正行為が行われようとしている又は不正行為を求められているという告発があった場合において、その内容に相当の理由があると認められるときは、被告発者に対して、警告を行うものとする。
- 10 研究活動適正責任者は、第4項の報告があったときは、その内容を確認の上、受理又は不受理を決定し、当該告発者にその決定の結果を通知するものとする。
- 11 研究活動適正責任者は、告発が当所以外の研究・配分機関における研究に係る不正行為に該当すると認めるときは、当該告発について当該研究・配分機関に通知するものとする。

(告発者及び被告発者の取扱い)

第7条 総務課長補佐は、前条第1項の告発を受けるときは、告発内容及び告発者の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。

- 2 総務課長補佐は、告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、第14条第1項の規定による公表までの間、告発者又は被告発者の意に反して、調査関係者以外に漏えいしないように調査関係者に対し秘密保持を徹底するものとする。
- 3 研究活動適正責任者は、調査に係る事案が漏えいした場合、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中においても当該事案について公に説明することができる。
- 4 研究活動適正責任者は、不正行為に関する告発者及び調査協力者に対し、告発又は情報提供等を理由とする不利益を受けないように十分な配慮を行うものとする。

(予備調査)

第8条 研究活動適正責任者は、第6条第10項の規定により告発の受理を決定したときは、受理した日から起算して7日を経過する日までに第12条に規定する調査(以下「本調査」という。)の必要性の有無を判断するための調査(以下「予備調査」という。)を開始するものとする。この場合において、予備調査を行う者は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者のうちから、研究活動適正責任者が指名する。

- 2 研究活動適正責任者は、予備調査を開始した日から起算して30日を経過する日までに、予備調査を終了し、本調査を実施するか否かについて決定するものとする。この場合において、本調査を実施しないと決定したときは、研究活動適正責任者は、告発者に対し、その旨を理由を付記した書面により通知するものとする。

3 前項の場合において、調査事案が公になっているときその他必要と認めるときは、研究活動適正責任者は、被告発者の名誉を守るため、被告発者の同意を得て、当該事案について公に説明することができる。

(証拠保全)

第9条 研究活動適正責任者は、前条第2項前段の規定により本調査の実施が決定されたときは、関係する職員に対し、告発等に係る研究に関する証拠となるような資料の保全のために必要な措置を命ずることができる。

(調査委員会の設置等)

第10条 当所に、本調査及び第13条第1項後段の規定による不服申立てに係る審理を行うため、調査委員会を設置する。

2 調査委員会の委員は、10名以内とし、所長が任命し、又は委嘱する。ただし、委員の半数以上は、外部有識者で構成する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 調査委員会に委員長を置き、委員長は委員のうちから所長が指名する。

5 委員について、告発者又は被告発者と利害関係を有することその他本調査及び第13条の規定による不服申立てに係る審理の公正を妨げるべき事情があるときは、当該委員は、本調査及び同条の規定による不服申立てに係る審理に加わることができない。

6 前各項に定めるもののほか、調査委員会に関し必要な事項については、所長が定める。

(調査の通知等)

第11条 研究活動適正責任者は、第8条第2項前段の規定により本調査の実施が決定された場合、告発者及び被告発者に対し、その旨並びに調査委員会の委員(前条第5項の規定により本調査及び第13条の規定による不服申立てに係る審理に加わることができない者を除く。)の氏名及び所属機関を通知するとともに、当該事案に係る配分機関等及び大臣官房厚生科学課に対し、その旨を報告するものとする。

2 告発者及び被告発者は、調査委員会の調査に対し、誠実に協力しなければならない。

3 告発者及び被告発者は、第1項の規定により通知された委員について、前条第5項に規定する事情があるときは、その委員を忌避することができる。この場合において、告発者及び被告発者は、第1項の規定による通知を受けた日から起算して7日を経過する日までに忌避申立書を研究活動適正責任者に提出しなければならない。

4 研究活動適正責任者は、前項後段の規定による忌避申立書の提出があったときは、その内容を審査し、理由があると認めるときは、忌避に係る委員の氏名及び所属機関を告発者及び被告発者に通知するものとする。この場合においては、当該委員は、本調査及び第13条の規定による不服申立てに係る審理に加わることができない。

(本調査)

第12条 調査委員会の委員長は、本調査の実施が決定された日から起算して30日を経過する日までに、調査委員会を招集し、本調査を開始しなければならない。

2 本調査は、告発に係る研究に関する論文、データ等の関係資料の精査及び関係者からの事情聴取により行う。

3 本調査の実施に際しては、被告発者に弁明の機会を与えなければならない。

4 本調査の対象には、告発に係る研究のほか、調査委員会が必要と認めるときは、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

- 5 調査委員会は、調査を開始した日から起算して150日を経過する日までに、告発事案の調査内容を取りまとめ、不正行為が行われたか否かを認定するものとする。この場合において、不正行為が行われたものと認定したときは、その内容、不正行為に関与した者及びその関与の度合い並びに不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割を認定するものとする。
- 6 調査委員会は、前項前段の規定により不正行為が行われなかったものと認定した場合において、告発が悪意に基づくことが判明したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。この場合においては、告発者にあらかじめ弁明の機会を与えなければならない。
- 7 前2項の規定による認定をしたときは、調査委員会は、直ちに研究活動適正責任者に対し、その旨を報告するものとする。
- 8 研究活動適正責任者は、前項の規定による報告があったときは、本調査の結果について、速やかに、配分機関等及び大臣官房厚生科学課に対し報告するとともに、告発者及び被告発者に対し通知するものとする。
- 9 前項の規定にかかわらず、研究活動適正責任者は、配分機関等又は大臣官房厚生科学課に対し、その求めに応じ又は職権で、本調査の終了前であっても、本調査の現況を報告をすることができる。
- 10 第6項前段の規定により悪意に基づく告発であるとの認定があった場合において、告発者が当所に所属しない者であるときは、研究活動適正責任者は、その認定の内容を告発者の所属機関に対し通知するものとする。

(不服申立て)

- 第13条 前条第5項前段の規定により不正行為が行われたと認定された被告発者及び同条第6項前段の規定より悪意に基づく告発であると認定された告発者は、同条第8項の規定により通知された本調査の結果に不服があるときは、その通知を受けた日から起算して30日を経過する日までに、研究活動適正責任者に対し、不服申立書を提出することができる。この場合においては、研究活動適正責任者は、配分機関等及び大臣官房厚生科学課に対し、不服申立てのあった旨を報告するものとする。
- 2 前項前段の規定による不服申立書の提出があったときは、研究活動適正責任者は、調査委員会に諮問しなければならない。この場合においては、調査委員会は、同項前段の規定により不服申立書の提出があった日から起算して50日を経過する日までに諮問に対する答申をしなければならない。
 - 3 研究活動適正責任者は、調査委員会から諮問に対する答申を受けたときは、遅滞なく、裁決をしなければならない。
 - 4 研究活動適正責任者は、前項の裁決をしたときは、不服申立てをした者並びに配分機関等及び大臣官房厚生科学課に対し、裁決書の謄本を送付するものとする。
 - 5 不服申立てについて理由があるとする裁決があったときは、調査委員会は、再調査を開始するものとし、当該裁決のあった日から起算して50日を経過する日までに、再調査の結果について、研究活動適正責任者を經由して、告発者及び被告発者に通知するとともに、配分機関等及び大臣官房厚生科学課に対し、報告するものとする。
 - 6 その他不服申立ての裁決については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2章第5節の規定を準用する。

(本調査の結果の公表及び不正行為が行われたと認定された場合等の措置)

- 第14条 研究活動適正責任者は、第12条第5項前段の規定により不正行為が行われたと認定されたときは、速やかに、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 認定した不正行為の種別
 - (2) 不正行為に係る職員及びその他の関係者（不正行為について共謀した者を含む。）の氏名及び所属機関
 - (3) 不正行為が行われた経費及び研究課題
 - (4) 不正行為の具体的な内容
 - (5) 本調査の結果を踏まえた当所としての結論及びその判断の理由
- 2 研究活動適正責任者は、第 12 条第 5 項前段の規定により不正行為が行われたと認定されたときは、次に掲げる措置を講ずることができる。
- (1) 不正行為への関与が認定された職員及び関与したとまでは認定されないが不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された職員（次号において「被認定者」という。）に対し、競争的資金等の使用中止を命ずること。
 - (2) 被認定者について、不正行為と認定された論文等の取下げを勧告すること。
 - (3) その他研究活動を正常化させるために必要な措置
- 3 研究活動適正責任者は、第 12 条第 5 項前段の規定より不正行為が行われなかったと認定された場合は、調査結果を公表しないものとする。ただし、調査事案が外部に漏れいしていた場合、論文等が過失による誤りがあった場合及び同条第 6 項前段の規定により悪意に基づく告発であるとの認定があった場合は、この限りでない。
- 4 研究活動適正責任者は、第 12 条第 6 項前段の規定により悪意に基づく告発であると認定された場合は、当該告発者に対し、関係機関と協議し、必要な措置を講ずることができる。
- 5 前条第 1 項前段の規定により不服申立書の提出があった場合において、必要があると認めるときは、研究活動適正責任者は、第 1 項の規定による公表又は第 2 項の規定による措置の全部又は一部の執行を停止することができる。
- （協力義務）
- 第 15 条 職員は、予備調査及び本調査に協力しなければならない。
- （守秘義務）
- 第 16 条 不正行為に関する告発、相談及び調査に関与した者は、正当な理由なく、第 14 条第 1 項の規定により公表された内容を除き、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- （事務局）
- 第 17 条 適正な研究活動の保持及び不正行為への対応に関する事務は、総務課において行う。
- （その他）
- 第 18 条 副所長が告発者又は被告発者である場合は、この規程の規定中「研究活動適正責任者」とあるのは、「政策研究調整官」とする。
- （ガイドライン）
- 第 19 条 適正な研究活動の保持及び不正行為への対応については、この規程に定めるもののほか、ガイドラインに準じて取り扱う。
- 附 則
- この規程は、平成 29 年 7 月 5 日から施行する。